

鹿野川ダム操作規則

国四整訓第12号

令和元年6月6日

鹿野川ダム操作規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第10条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第11条～第13条）
- 第4章 洪水調節等（第14条～第21条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第22条～第28条）
- 第6章 点検・整備等（第29条～第31条）
- 第7章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

(通則)

第1条 鹿野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 鹿野川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高86.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高89.0メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、標高80.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高66.5メートルとする。

(予備放流水位)

第10条 予備放流水位は、標高76.3メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高76.3メートルから標高89.0メートルまでの容量23,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高80.0メートルから標高89.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高86.0メートルから標高89.0メートルまでの容量6,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第12条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高80.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高86.0メートルまでの容量29,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第13条 発電は、第11条及び第12条の規定による利用に支障を与えない範囲で、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条第1項の各号及び第25条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 山鳥坂ダム工事事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 松山地方気象台から南予北部において、降雨に関する注意報、警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
 - 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。
- 2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第16条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒600立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒600立方メートルを超えた時は、毎秒600立方メートルの水量をダムから放流すること。
- 二 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、水位が標高82.0メートルに等しくなった時に、なお流入量が増加している場合は、すみやかに毎秒1,150立方メートルの水量まで放流量を増加すること。ただし、当該時点で流入量が減少している場合は前号の放流量を継続すること。なお、放流量を増加している途中において、流入量が放流量と等しくなったときは流入量に相当する水量を放流すること。また、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。
- 三 前号本文の方法による操作の後、流入量が最大となる時まで、ゲート等を放流量が毎秒1,150立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること。
- 四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。
- 五 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、流入量が再び増加した時以降は、ゲート等を当該時点の開度を保ち放流すること。
- 六 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量の限度の水量と等しくなるまでの間にあつては、流入量に相当する水量を放流すること。
- 七 前号の方法による操作の後、1号から6号に定める方法により放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあつては洪水貯留準備水位、非洪水期にあつては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文第1号から第5号までに定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒600立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。なお同条第4号の操作の後、水位の低下のため放流を行っている場合にあつては、水位が標高82.0メートルを下回った時以降の最大の放流量の限度は、毎秒600立方メートルとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第4条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位まで低下させるとき。
 - 二 第29条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒600立方メートルとする。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあっては、当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第25条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム直下において、次の各号に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

- 一 3月16日から12月15日 毎秒6.0立方メートル
- 二 12月16日から翌年3月15日 毎秒3.2立方メートル

(放流量等の決定)

第26条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、放流の時期及び放流量を踏まえ、発電所の使用水量を決定しなければならない。

- 2 所長は、前項の決定をした場合においては、あらかじめ、発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第28条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検・整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第30条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第31条 所長は、ゲート等を操作し、第29条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第32条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

附 則

この訓令は、令和元年6月6日から適用する。

国四整河管第9号
令和元年6月6日

鹿野川ダム操作細則

目次

- 第1章 ダムの運用等（第1条～第11条）
- 第2章 危害防止措置等（第12条～第15条）
- 第3章 ゲート等操作の方法（第16条～第26条）
- 第4章 点検、整備等（第27条～第32条）
- 第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 ダムの運用等

(通則)

第1条 鹿野川ダム（以下「ダム」という。）の操作については、鹿野川ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第5条に規定する水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q = (V + q) / t$$

Q : 流入量（単位：立方メートル／秒）

t : 単位時間（単位：秒）

V : 単位時間に増減した貯留量（単位：立方メートル）

q : 単位時間内の積算全放流量（単位：立方メートル）

(洪水貯留準備水位)

第3条 規則第8条に規定する洪水貯留準備水位は、当該日の午前9時における水位とする。

(洪水警戒体制)

第4条 規則第14条第1項第2号に規定する洪水警戒体制を執ることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダムの流域内（以下「流域内」という。）において総雨量が100ミリメートルを超えると予想される時。
- 二 流域内において前24時間雨量が50ミリメートルに達した後、さらに2時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。
- 三 台風が中心が、東経127度から134度までの範囲において、北緯28度に達し、北又は北東に進路をとるとき。

2 山鳥坂ダム工事事務所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他の必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第5条 規則第15条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第15条第1号に規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。

(予備放流)

第6条 規則第16条における予備放流は次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 予備放流中は、常に気象、水象、その他の状況に注意し、必要に応じて放流の調整を行い、洪水調節に支障を来さないようにする。
- 二 所長は、予備放流の開始及び方法について実施要領を定め、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第7条 規則第19条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、最大流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。ただし、規則第14条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第17条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあっては、規則第25条の規定する流水の正常な機能の維持のための放流に支障を与えないように行うものとする。

(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)

第8条 規則第22条第1項第3号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- 二 その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第9条 規則第23条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。

ゲート操作前の 放流量 (Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の 最小時間間隔 (分)	1回の操作による 最大増加放流量 (立方メートル/秒)
$0 \leq Q < 1.6$	10	2
$1.6 \leq Q < 2.8$	10	3
$2.8 \leq Q < 3.8$	10	4
$3.8 \leq Q < 300$	5	25
$300 \leq Q < 600$	10	50

ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

- 2 所長は、規則第17条第2号の規定により放流を増加する場合、1回当たりの操作による最大増加放流量は、操作開始時が毎秒50立方メートル以内、それ以降は15分ごとに毎秒100立方メートル以内とする。
- 3 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合、又はダム本体及び貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前2項の規定によらないことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、流入量が洪水量以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められるときは、規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

- 2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(局長の承認事項)

第11条 所長は、規則第17条のただし書きを適用する場合及び第9条第3項を適用する場合は、あらかじめ局長の承認を得なければならない。

第2章 危害防止措置等

(放流に関する通知等を行う場合)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第27条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 トンネル洪水吐ゲート又はクレストゲートから放流するとき。
- 二 第9条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。
- 三 第9条第3項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 四 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第13条 規則第27条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

- 2 規則第27条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、ダムから新長浜大橋の区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第14条 規則第27条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 関係機関に対する通知は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。
- 二 第12条第4号に関する関係機関に対する通知は、前号に加えて別表第1に掲げる関係機関に対し、放流を開始する約3時間前に行うものとする。
- 三 第12条第1号から第3号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報局等により行うものとする。
- イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前及び直前に吹鳴するものとする。
- ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前に約5分間吹鳴するものとする。
- ハ イ及びロの場合において、サイレン又はサイレン疑似音吹鳴前に拡声機により放送を行うものとする。
- ニ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。
- ホ 各警報局等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。

吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴
約1分 10秒 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分

へ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。

四 第12条第4号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報局等により前号イ、ロに加え、約3時間前に行うものとする。

(放流に関する通知等の内容)

第15条 前条1号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量の見込みを示して行うものとする。

第3章 ゲート等操作の方法

(ゲート及びバルブの名称)

第16条 トンネル洪水吐ゲートの名称は、次の各号のとおりとする。

- 一 トンネル洪水吐ゲートは、下流側にあるものから順に、吐口主ゲート、吐口副ゲート、呑口ゲートという。
- 二 吐口主ゲート、吐口副ゲートは、それぞれ左岸側から吐口1号主ゲート、吐口1号副ゲート、吐口2号主ゲート、吐口2号副ゲートという。
- 2 クレストゲートの名称は、左岸側にあるものから順にクレスト1号ゲート、クレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲートという。
- 3 ダム本体上流側にあり、選択取水を行うためのゲートを取水ゲートという。
- 4 バルブは、左岸側にあるものから低水放流バルブ、放水バルブという。
 - 一 低水放流バルブは、下流側にあるものを低水放流主バルブ、上流側にあるものを低水放流予備ゲートという。
 - 二 放水バルブは下流側にあるものを放水主バルブ、上流側にあるものを放水副バルブという。

(トンネル洪水吐ゲートの操作)

第17条 吐口主ゲート及び呑口ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条及び規則第22条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 その他、特に必要があるとき。
 - 2 吐口副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。
 - 一 規則第22条第1項第2号の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
 - 二 その他、特に必要があるとき。

(トンネル洪水吐ゲートの操作方法)

第18条 吐口主ゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第2号に規定

する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。

- 一 吐口主ゲートの操作は、吐口1号主ゲート、吐口2号主ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。
 - 二 吐口主ゲート各門の開度の差は、1メートル以内とする。
 - 三 吐口主ゲートの開閉時における最小開度は、10センチメートルとする。
 - 四 吐口主ゲートの操作は、緊急やむを得ない場合を除き、同条第3項第2号の規定に基づき呑口ゲートを全開とした後に行う。
- 2 吐口副ゲートを操作する場合においては、規則第22条第1項第2号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。
- 一 吐口副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。
 - 二 吐口副ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。
 - 三 吐口副ゲートを全開する場合においては、呑口ゲートを全開して、吐口主ゲートを全開して水圧の平衡を保ったのち、または、呑口ゲートを全開して、トンネル内を排水した後に操作するものとする。
 - 四 吐口副ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。
- 3 呑口ゲートを操作する場合においては、規則第22条第1項第2号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。
- 一 呑口ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。
 - 二 呑口ゲートを全開する場合においては、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートをあらかじめ全開し、トンネル内への充水を完了したのち操作するものとする。
 - 三 呑口ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートを全閉したのちに操作するものとする。

(クレストゲートの操作)

第19条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第17条及び規則第19条により操作を行うとき。
- 二 規則第22条各号のいずれかに該当する場合においてダムから放流を行うとき。
- 三 その他、特に必要があるとき。

(クレストゲートの操作方法)

第20条 クレストゲートを操作する場合においては、規則第22条第1項第2号に規定する場合を除き、原則として、次の各号の定めによらなければならない。

- 一 開くときはクレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲート、クレスト1号ゲートの順に、閉じるときはその逆順に操作するものとする。
- 二 クレストゲート1回の開度は50センチメートル以内とし、各ゲート相互間において1メートル以上の開差をつけてはならない。
- 三 クレストゲートの開閉時における最小開度は、5センチメートルとする。

(放水バルブの操作)

第21条 放水主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第22条第1項第2号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

2 放水副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。

一 規則第22条第1項第2号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(放水バルブの操作方法)

第22条 放水バルブの操作は、原則として放水主バルブの操作により行うものとする。

2 放水主バルブの操作に当たっては、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

3 放水副バルブを操作する必要がある場合においては、放水主バルブと放水副バルブとの中間に満水させた後これを操作するものとする。

(低水放流主バルブの操作)

第23条 低水放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第6条、規則第8条、規則第18条、規則第19条、規則第22条の各号の一及び規則第25条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。

二 その他、必要があるとき。

(低水放流予備ゲートの操作)

第24条 低水放流予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。

一 規則第22条第1項第2号の規定により低水放流主バルブ及び放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。

二 その他、必要があるとき。

2 低水放流予備ゲートは、常に開放又は閉塞するものとし、半開の状態に置いてはならない。

3 低水放流予備ゲートを操作する場合においては、低水放流主バルブと低水放流予備ゲートとの中間に満水させた後これを操作するものとする。

(選択取水設備の操作方法)

第25条 選択取水設備は、河川環境の保全に配慮し、操作するものとする。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。

(水車案内羽根の操作方法)

第26条 水車案内羽根は、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条、規則第22条第1項の各号、規則第25条の規定によるダムからの放流を行うとき、毎秒28立方メートルを限度として放流する操作を行うものとする。

第4章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第27条 規則第29条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

- 2 所長は、ダム堤体底部に設置した地震計により観測された加速度が2.5ガルもしくは震度4を超えたとき、又は松山地方気象台により発表された気象庁震度階が大洲市肱川町もしくは西予市野村町において4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第28条 規則第30条に規定する観測は、前条第1項に定める調査測定基準により行うものとする。

(ゲート等の操作の記録)

第29条 規則第31条に規定するゲート等进行操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 気象及び水象の状況。
 - 二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。
 - 三 ダムからの放流に伴う一般に周知させるための措置及び関係機関への通知に関する事項。
 - 四 その他、特記すべき事項。
- 2 規則第31条に規定する記録は、前項各号に定めるもののほか、第27条に規定する計測、点検及び整備を行った結果及び前条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第30条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を局長に報告しなければならない。

- 一 規則第14条の規定により洪水警戒体制をとったとき及び規則第20条の規定によりこれを解除したとき。
- 二 規則第16条の規定により予備放流を行ったとき。
- 三 規則第17条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 四 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたととき。
- 五 第27条第2項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- 六 貯水池において水質事故が発生したとき。
- 七 その他、必要と認めるとき。

(管理年報の作成)

第31条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。

(検査)

第 3 2 条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 3 3 条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。

附 則

この細則は、令和元年 6 月 6 日から適用する。